

大宜味村農業委員会だより (4月号)

今月の各種申請締切は
4月10日(火)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

2月総会の結果報告 第16期第6回農業委員会総会 開催2月26日(月)

番号	議案	申請地域	結果	内容
11	利用権の設定	喜如嘉	可	農地利用集積計画の承認(中間管理事業)
12	農地法第3条	謝名城	可	荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断
13	農地法第5条	大宜味	可	ヤギ小屋の建設
14	農地の利用の最適化に関する指針の策定について		可決	農業委員会等に関する法律第7条にもとづき策定。
15	平成29年度農地等の利用の最適化に関する意見書の策定について		可決	農業委員会等に関する法律第38条に基づく、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開されています。

農地中間管理機構へあなたの農地を貸しませんか？

現在、村内の遊休農地の所有者に対し利用意向調査をお願いしています。

農業委員会では毎年8月頃から農地の利用状況調査を行い、遊休農地の把握を行っています。
遊休農地とは以下の状態の農地のことです。

- ①：過去1年以上作付けが行われず、今後も維持管理や栽培が行われる見込みもない。
- ②：栽培は行われているが、周辺に比べて著しく程度が劣っている。
- ③：現在または1年以内に遊休化するおそれがある。

遊休農地の所有者に対しては遊休農地を今後どの利用するか意向を調査します。
調査は書面にて行います。所有農地の所在・面積・利用状況・荒廃状況について通知を行い、今後の利用について、農地中間管理機構を通じて農地を貸したり、自分で耕作する等の回答をしていただきます。

農地中間管理機構を活用した農地に係る **固定資産税が半額になる場合** もありますのでぜひご検討下さい。また、利用意向を回答しない、または自分で耕作すると回答して6ヶ月以上経過しても遊休農地になっている場合は **固定資産税が1.8倍になる場合** もあるので注意して下さい。

※農業委員会では農地中間管理機構の活用を推進しています。

**盗難事件が発生が続いています！
地域の皆さんで注意しましょう！**

先日、根路銘地域等において肥料等の盗難がありました。対策をしていないと、肥料や動力噴霧器などは簡単に盗むことが出来ますので、施錠等をして管理して下さい。地域の皆様は不審者を見かけた場合は声を掛けたり警察へ通報しましょう。



新規就農一貫支援事業の要望調査について 産業振興課より

大宜味村では新規就農者の営農定着を目的に、新規就農舎の経営安定のために必要な農業機械・施設導入等の初期投資費用に対する助成を行っています。



1. 助成対象機械・施設

新規就農者の経営安定のために必要な以下の農業機械・施設等

- (a) 農産物の生産に必要な機械又は施設の取得等
- (b) 農産物の選別又は調整等に必要な機械等の取得等
- (c) 農地等の造成等



2. 補助率 事業費の 10 分の 8 以内（上限 800 万円）

3. 助成対象要件

- (a) 村が青年等就農計画を認定した認定新規就農者であること。
- (b) 就農 5 年以内の者で年間の農業従事日数が 150 日以上、年齢が 65 歳未満で、農地を取得又は賃借する見込みがあり、農業経営を自ら営んでいること。
- (c) 助成対象となる機械・施設等において耐用年数以上、農業経営を行うこと。
- (d) 「人・農地プラン」への位置づけがない者。

その他の要件については担当者へお問合わせ下さい。

4. 要望調査 5 月末までに書類を提出して下さい。

書類の作成に時間がかかるので前もって担当者と相談して下さい。

大宜味村産業振興課 農政係 担当 宮城 利安 0980-44-3232

イトバショウ栽培管理者の人材育成に関するお知らせ 喜如嘉芭蕉布事業協同組合より

喜如嘉芭蕉布事業協同組合では沖縄県の事業を活用し、芭蕉布の製造に使用するイトバショウの栽培管理者を育成する事業を行います。平成 30 年 5 月から。

沖縄県の伝統的産業である芭蕉布に関心があり、農作業をする能力がある方を募集しています。関心のある方はぜひお問合わせ下さい。

お問合わせ 喜如嘉芭蕉布事業協同組合 平良まで 0980-44-3202

平成 30 年度の総会日程について

大宜味村農業委員会では農地法に基づき農地の所有権移転や貸借の設定、農地の転用等について総会において審議をしています。その総会に係る今年度の日程を下記に示します。状況によって変更する場合がありますので事務局までお問い合わせ下さい。

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
申請締切日	10日(火)	10日(木)	11日(月)	10日(火)	10日(金)	10日(月)
総会	25日(水)	25日(金)	25日(月)	25日(水)	27日(月)	25日(火)
開催月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請締切日	10日(水)	12日(月)	10日(月)	10日(木)	12日(火)	11日(月)
総会	25日(木)	26日(月)	25日(火)	25日(金)	25日(月)	25日(月)